

[経過報告]

- (1) 1月27日 「すすめる会」の結成総会
- (2) 2月18日 宮崎県監査事務局に第1次住民監査請求提出（受理者1,961名）
- (3) 3月14日 第1次住民監査請求意見陳述（意見陳述人8名）
- (4) 4月14日 第1次住民監査請求の監査結果の通知
- (5) 5月12日 宮崎地方裁判所に第1次第1段住民訴訟の提訴（受理者600名）
- (6) 5月12日 宮崎地方裁判所に第1次第2段住民訴訟の提訴（受理者9名）
- (7) 5月19日 宮崎県監査事務局に第2次住民監査請求提出（受理者1,420名）
- (8) 6月14日 第2次住民監査請求意見陳述（意見陳述人6名）
- (9) 7月14日 第2次住民監査請求の監査結果の通知
- (10) 8月10日 宮崎地方裁判所に第2次第1段住民訴訟の提訴（受理者119名）
- (11) 8月11日 宮崎地方裁判所に第2次第2段住民訴訟の提訴（受理者45名）
- (12) 9月4日 「シーガイア支援基金」住民訴訟第1回口頭弁論

※1 「シーガイア支援基金」住民訴訟原告

①第1次住民訴訟: 609名 ②第2次住民訴訟: 164名 ⇒ 合計 773名の原告団(8/12現在)
その後の異動により、769名の原告団(9/4現在)

※2 原告の方へのお願い:

①引越しをされる方は、すすめる会と連絡が取れるように、新住所をお知らせください。
②特に、県外に転出される場合には、忘れずにご連絡ください。訴訟の結審の段階で、宮崎県民でない時には、訴訟取り下げ手続きが必要となります！

- ◎ 募金のご協力を、よろしくお願いします！
- ◎ 税金の使い方に疑問を感じている人は、たくさん居られます。
広く県内外の友人知人にも、協力をお願いしてみましょう。
- ◎ 募金活動に必要な資料を、すすめる会までご請求ください。



「シーガイア支援基金」の住民監査請求・住民訴訟をすすめる会
〒880-0803 宮崎市旭1-3-20 Tel./Fax. 0985-32-5590

[経過報告]

- (1) 1月27日 「すすめる会」の結成総会
- (2) 2月18日 宮崎県監査事務局に第1次住民監査請求提出（受理者1,961名）
- (3) 3月14日 第1次住民監査請求意見陳述（意見陳述人8名）
- (4) 4月14日 第1次住民監査請求の監査結果の通知
- (5) 5月12日 宮崎地方裁判所に第1次第1段住民訴訟の提訴（受理者600名）
- (6) 5月12日 宮崎地方裁判所に第1次第2段住民訴訟の提訴（受理者9名）
- (7) 5月19日 宮崎県監査事務局に第2次住民監査請求提出（受理者1,420名）
- (8) 6月14日 第2次住民監査請求意見陳述（意見陳述人6名）
- (9) 7月14日 第2次住民監査請求の監査結果の通知
- (10) 8月10日 宮崎地方裁判所に第2次第1段住民訴訟の提訴（受理者119名）
- (11) 8月11日 宮崎地方裁判所に第2次第2段住民訴訟の提訴（受理者45名）
- (12) 9月4日 「シーガイア支援基金」住民訴訟第1回口頭弁論

※1 「シーガイア支援基金」住民訴訟原告

①第1次住民訴訟：609名 ②第2次住民訴訟：164名 ⇒ 合計773名の原告団

※2 原告の方へのお願い：

- ①引越しをされる方は、すすめる会と連絡が取れるように、新住所をお知らせください。
- ②特に、県外に転出される場合には、忘れずにご連絡ください。訴訟の結審の段階で、宮崎県民でない時には、訴訟取り下げ手続きが必要となります！

[会計中間報告]

(単位：円)

収入	支出
①会費・募金・雑収入 575,000 (1/28~5/31)	①通信費 354,728
②会費・募金・雑収入 456,771 (6/1~8/23)	②消耗品費 136,194 (資料印刷費を含む)
目標：100万円	③事務局経費 218,378 (印紙代,交通費を含む)
収入小計 1031,771	支出小計 709,300
残 高(現金,預金を含む) 322,471円	

- ◎ 募金のご協力を、よろしくお願いします！
- ◎ 税金の使い方に疑問を感じている人は、たくさん居られます。広く県内外の友人知人にも、協力をお願いしてみましょう。
- ◎ 募金活動に必要な資料を、すすめる会までご請求ください。

「シーガイア支援基金」の住民監査請求・住民訴訟をすすめる会

〒880-0803 宮崎市旭1-3-20 Tel./Fax. 0985-32-5590

第1回口頭弁論の意見陳述

栗原 哲夫

私は、小林市で飲食店を経営しております。不況の中で売上が減少して、営業困難にあえぐ中小企業者の悲鳴が聞こえてきます。

シーガイアに税金 60 億円も投入する県の強引な行為には、とても納得できません。その金を中小業者に回せば、どれだけの人々が助かるか、しかも活路を見出し、明日の希望の中から必ず返済されます。金と知恵は生きているうちに使えと、私たちは教わってきました。その立場から、シーガイアに“ただくれ”的の金は、大反対の意見陳述をいたします。

サミット前のある日、「宮崎の海に行ったら、途中警備の厳しさ、何度もトランクを開けた。右翼の活動や、道路は渋滞するはで、煩わしくて嫌気がする。逃げてきた。」

警備に参加された地元警察官「もう、くたくた。沖縄までは行けないよ。」

サミットが終わって、宮崎市内の業者の方「県は、世界中から観光客が押し寄せるようなことを言っていたが、一般観光客は蹴飛ばされたよ。ホテルはどこも関係者で満室。街の店はガラガラ。」右翼と言えば、店の前の高速を列を組んだ街宣車で割れるような音で、君が代や軍艦マーチをとどろかせ、大きな日の丸を林立させて。宮崎方面に流れて行きました。サミットで稼ぐのだな。しかし、県などは、すごく頼もしく感じたことでしょう。

頼もしさと言えば、小林市の福祉課の話。私の知人に、二人の子育て中の婦人A子さん。中一と中二の男の子の背丈は、母親よりも高く伸びてありました。現在住んでいる市営住宅が手狭になり、庭にプレハブで一部屋突き出しました。自費で。彼女は時給 550 円で働いております。ところが、市の指導は、生活保護の打ち切りで応えました。「自治体は、人間らしい暮らしが気に入らないのですね。」目に光るもののが。今、子供の世界で、イジメで自殺者も出ています。イジメられるのは、何時も弱い者です。先出のA子さんは強い女性です。この家族は遅くなりまますよ。愛の鞭と感謝すべきでしょうか。

冷たい行政に、暖かすぎる県の行政。

わが郷土、宮崎の県民にとって最良の生き方は、金持ちになることですね。儲かって政治献金を餌に、鯛どころか恐竜でも釣り上げる腕達者な事業家。しかも、合法的に物事を推進できる「脳化指数」。世の親たちが、わが子を就職させるため教育に熱を上げ、最高学府を目指す競争で、人を蹴落とす実力を身に付けさせるのも、もっともですね。気が付けば、親も子もリストラで蹴落とされて、途方に暮れる姿は、日向ボケではありません。親子で殺し合う生き地獄を、いつまで見させるつもりですか。

まじめに働く者が報われるためにも、県は中小業者にも暖かい手を差しのべるべきです。金融機関の貸し渋りで資金繰りに困り、高利貸付業者に手を出し倒産、家族崩壊や自殺者も出ている現況に、県保障協会も努力をされておられます。ところが、私たち業者の利用できる中小企業金融安定化特別保障制度があり、この制度資金実績表を見れば、宮崎県は全国でも低い方で、九州でも一番低い。平成 10 年から 12 年 6 月までで、4,716 件、金額で 619 億 5,100 万円。融資金額は、2 億円から 1 千万円以内です。零細業者の希望額は、100 万円から 400 万円ぐらいです。それでも銀行など、“うん”とは言ってくれません。

例えば、あの 60 億円がそっくり回されたとすれば、借入希望額 200 万円の業者の約 3,000 件が満たされます。貧乏人は返してくれないと、うそぶく官僚。貧乏人には手厳しい宮崎県も、大金持の企業には、累積赤字が 1,218 億 6,600 万円もあるのに、しかも、“くれてやる”とは、出す側も受け取る側も、正気の沙汰とは思えません。

今は貧しくとも、零細企業といえども、起こせば立派に立ち直り、無くてはならない大事な宝。珠は磨いてこそ、輝くものです。私も、生活保護受給の時代もありました。今は、わずかながらも納税で恩返しをしています。

暑い夏が続いている。谷間の泉に足を浸し、鯉を食べ、「美味かった、生き返った」と、お客様から喜んでいただいております。

お客様が主人公、県民が主人公の時代。本当の民主主義の花が開く明日の県政を望んで、私の意見陳述を結びます。

第1回口頭弁論の意見陳述

平野 千恵子

私がシーガイア支援基金への税金投入に反対し、直ちに返還を求める理由を、以下述べさせていただきます。

私たち母親にとって、今、教育問題は一刻の猶予もできない問題です。わが子は中学高校と思春期ならではの悩み、苦しみ、怒りの中で自分を見失い、つらく苦しいトンネルの中にいた時、通信制の東高校を知り、そこで学ぶうちに自分を取り戻し、夢に向かってまっすぐに歩んでいます。かつての娘と同じ悩みの中にいる友人に東高校を薦めたものの、今年その友人だけでなく、最後の望みのつなと頼む百数十人が門を閉ざされてしまいました。先日の新聞紙上で、生徒受け入れの点で多少の改善が報道されていましたが、現状は、どの教室も生徒であふれ、車椅子や障害のある人にも対応できません。また、運動場もなく、単位制ゆえの空き時間を過ごす部屋すらないという、厳しい状況は何ら改善されないままです。しかし、東高校に通うある生徒は、こう言っています。「病気のため、普通高を中断したが、東高校と出会い、再び学ぶ機会を得た。私にとって、学ぶことは苦ではなく喜びです。」と。

今年不登校の子どもたちは、宮崎県で1,025人と報告されています。かつてのわが子は、不登校児とはカウントされていませんでした。けれども小さい体に抱えきれない程の大きな悩みを抱え、その身を引きするように遅刻しながらようやく登校、早退を繰り返す様は、まさしく不登校予備軍でした。1,025人の不登校児の周辺にいる子どもたちを想定すると、その数倍に上るのではないかでしょうか。シーガイアに60億円も出せるのであれば、こう言う子どもたちの最後の砦である通信制・定時制高校の施設設備の充実と人の配置にこそ、お金を使うべきです。また、本来なら少子化と言われる程、減り続けている子どもの数に反して、通信・定時制の生徒が増え続ける現状を見る時、もっと早い段階での手立てが必要であると思います。

ところが国は、国民の大多数が願い、ほとんどの政党も政策化していた30人学級の実現を、今年見送りました。「学級定数を守り、ゆとりある教育を求める会」の試算によると、県が独自にすべての学級で30人学級を実現すると、95億円の財源が必要と言うことです。そうであれば、その半分の50億円で当面35人学級にすることができる計算になります。

「学級崩壊」「不登校」「いじめ」などを解決するために役立つとはっきりしている対策の一つが少人数学級の実現であるなら、そう言うところにこそお金をかけるべきではないでしょうか。破綻しかけたシーガイアに投資するより、宮崎県の将来を担う子どもたちのために使う方が、どれだけ有意義で公益性があることかは明らかです。これこそ県民の多くが納得できる税金の使い道だと思います。

以上の趣旨から、シーガイア支援基金へ投入した税金の返還を強く求めて、私の意見陳述を終わります。

平成12年(行ウ)第2号・第3号・第5号・第6号住民訴訟 による損害賠償請求事件

原告 菅谷幸則外599名
共同訴訟参加人 久島昌志外8名
被告 松形祐堯

平成12年8月28日

右被告代理人 弁護士 佐藤 安正 印
弁護士 橋本 勇代 印
弁護士 江藤 利彦 印

宮崎地方裁判所 御中

答弁書

第一 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告ら及び同共同訴訟参加人らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告ら及び同共同訴訟参加人らの負担とする。
との判決を求める。

第二 請求の原因に対する答弁

- 1 後に整理されるであろう本件の大きな争点は、「国際コンベンション・リゾートみやざき振興事業」(以下、「リゾート振興事業」という)として、宮崎県(以下、単に「県」という)が金60億円の補助金(以下、「本件補助金」という)を財団法人宮崎コンベンション・ビューロー(以下、「(財)宮崎ビューロー」という)に設置された「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」(以下、「基金」という)に支出したことが、地方自治法(以下、「法」という)第232条の2の「その公益上必要がある場合」といえるか否か、又、民法第709条不法行為に該当するか否か、という点にある。
- 2 もとより、原告ら及び同共同訴訟参加人ら(以下、「原告ら」という)の本件請求は、右は公益性を充たさず、不法行為を構成するとの前提で組み立てられているのであるから、本件補助金の支出の経過、事実関係の把握、整理の仕方についても、おのずと被告とは角度やニュアンス等の違いが発生している。
- 3 そこで、被告は、請求原因のうち特にこのような問題がない箇所だけ本答弁書で認否をすることとし、詳細な事実関係、経過については、後記第三及び別途行う被告主張等の過程で明らかにしたい。
- 4 請求の原因「第二 当事者」の項(29頁)は認める。但し、本件請求に先立つ、住民監査請求がなされたときは、原告目録の番号547の松浦正は、村浦正となっていた。
- 5 その余の原告らの主張は、いずれも否認又は不知若しくは争う。

第三 被告の主張

本件補助金支出の経緯は、次のとおりである。

- 1 平成11年10月25日、フェニックスリゾート株式会社(以下、「リゾート社」という)は、バ

ブル崩壊後の長引く景気の低迷の影響や全国的な金融情勢の変化により、新たな資金調達を受けることが困難となったことから、県に対し、抜本的経営改善計画を策定・実施するまでの間、必要な資金の支援を要請した。

さらに、宮崎交通株式会社も、都井岬観光ホテルやサボテンハーブ園等の観光関連施設が利用者の減少や金融環境の変化等により、存続の危機にあること等を県に説明をした。

2 また、県内の主要な経済団体からなる「宮崎ふるさと産業活性化懇談会」は、平成11年11月8日、このような厳しい状況にある観光・リゾート産業を振興するため、公的支援を求める要望書を県、県議会、宮崎市及び宮崎市議会に提出、さらに観光関連企業、団体はもとより商工関係団体、地元振興会など32企業・団体からも、県に同様の陳情・要望書が提出された。

3 県は、このような各界からの陳情、要請や本県観光・リゾート産業の厳しい状況等を勘案して、リゾート社が、平成12年度内に抜本的な経営改善計画を策定・実施するまでに不足すると見込まれた運営経費約58億円をはじめ、宮崎交通株式会社など観光・リゾート関連事業者への支援を含めた、目標額100億円とする基金を創設する構想を打ち出すとともに、市町村や民間からも協力を仰ぎながら、危機的な状況にある本県の観光・リゾート産業を県民一体となって支援していくこととした。

そして、この構想実現のため、県は、リゾート振興事業の金60億円を含む平成11年度宮崎県一般会計補正予算案(第三号)を、平成11年11月24日、県議会に提出した。同事業の補正予算案は、商工建設常任委員会の審議等を経て、同年12月18日、県議会本会議において、賛成43、反対1の圧倒的多数で可決された。

4 また、基金の設置機関として、県は、事業の趣旨、目的や機動的・弾力的な事業の執行等からして、民法に基づく公益法人であり、コンベンション・リゾートの振興を図ることを目的としている(財)宮崎ビューローが、最もふさわしいと考え、同ビューローと協議を行い、その了承を得た結果、同ビューローに基金が設置されることになった。

これを受け、同ビューローは、基金設置のための寄附行為変更の申請を九州運輸局に行い、平成12年1月13日には、同ビューローが、九州運輸局から寄附行為変更の認可を受け、基金を設置した。これに伴い、同ビューローは、同年1月17日県に対し60億円の補助金交付申請を行い、県は申請内容を審査した後、同ビューローに対して交付決定を行い、同年1月21日に補助金を交付し、同基金に60億円の資金が拠出された。

5 このように基金への本件補助金の支出は、県が県内の観光・リゾート産業の振興策を十分に検討した上、補正予算案を県議会に提出し、一方県議会においては、十分な審議を尽くした後、議決され、また、その後においても、宮崎県財務規則に則り適正に支出されたものである。

従って、同補助金の支出は、手続上も何ら問題がなく、また、法が求める公益性を有する正当なものであって、請求の原因に記載されているような違法性はない。

6 なお、平成12年1月18日、リゾート社は、基金を管理する(財)宮崎ビューローに対して、補助金交付申請を行い、これを受けた同ビューローは、県が定めた国際コンベンション・リゾートみやざき振興事業補助金交付要綱(以下、「補助金交付要綱」という)及び財団法人宮崎コンベンション・ビューロー寄附行為に基づき、県に補助金の認定を依頼した。県は、専門家等から構成される「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金審査会」の意見を参考に、補助金交付要綱に基づき同年1月21日、交付申請額58億円のうち、平成12年3月までの資金不足額として25億円を認定した。認定を受けた同ビューローは、理事会の議決を経て、同年1月25日、リゾート社に25億円の補助金を交付した。右25億円の交付を受けたシーガイアは、8月28日現在においても、補助金を有効に活用し、経営が維持・継続されている。

7 その他被告の詳しい主張は、別途準備書面で明らかにしたい。

以上